

重 要 事 項 説 明 書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第5条に基づいて、当施設があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第1 事業者

事業者名称	社会福祉法人ちとせ交友会
主たる事務所の所在地	東京都千代田区二番町7-5
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 山口 哲史
電話番号	電話 03-3222-3255

第2 ご利用施設

施設の種別	保育所
施設の名称	志賀ちとせ保育園
施設の所在地	名古屋市北区志賀本通1丁目47
管理者氏名	園長 早川 康平
連絡先	電話 052-981-3366 FAX 052-981-3399

第3 施設の目的・運営方針

志賀ちとせ保育園（以下、「当園」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及びなごや子ども条例（平成20年名古屋市条例第24号）理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。

- （1）当園は、子ども達が日中過ごす～Home～です。すべての子ども、そして、保護者の心安らぐ憩いのHomeとなれますよう、愛情いっぱい、笑顔いっぱいの保育園運営を目指しています。
- （2）当園は、保護者の信頼を得られ、保護者が安心して働き続けられるように、職員全員が保育者としての自覚を持ち、一人ひとり子どもを大切に、子どもの育ちを理解した保育を実施し、保護者への子育て支援をしていきます。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷 地 全 体	650.92 m ²
	屋外遊戯場	319.56 m ²
園 舎	構 造	鉄骨造
	延 べ 面 積	528.51 m ²

(2) 主な設備

設 備	居 室 数	備 考
乳 児 室	3 室	0 歳児クラス、1 歳児クラス、2 歳児クラス
保 育 室	3 室	3 歳児クラス、4 歳児クラス、5 歳児クラス
調 理 室	1 室	
多 目 的 室	2 室	

第5 利用定員

認 定 区 分		利 用 定 員
2 号 認 定 子 ど も		45 人
3 号 認 定 子 ど も	満 1 歳以上	29 人
	満 1 歳未満	6 人

第6 職員の配置状況

当園では、「名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年名古屋市条例 第 100 号）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1	—	
主任保育士	1	1	—	
保育士	20	14	6	
医師（嘱託医）	2	—	2	
事務員	1	0	1	
管理栄養士・調理員	5	2	3	

※ その他、必要に応じて職員を配置しております。

第7 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	備 考
園長	9 : 00 ～ 18 : 00	
主任保育士	8 : 30 ～ 17 : 30	
保育士	早番 7 : 00 ～ 16 : 00 日勤 8 : 00 ～ 17 : 00 遅番 10 : 00 ～ 19 : 00 ＊ローテーションにより、各保育士の勤務日 及び勤務時間帯は異なります。	園児の預かりが終わり次第 閉園となります。
調理員	7 : 30 ～ 16 : 30	

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第8 保育を提供する日、時間

開 所 曜 日	2・3号	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土	
開 所 時 間 (延長保育)	2・3号	平日	7 : 00 ～ 18 : 00 (～19 : 00)
		土曜日	7 : 00 ～ 18 : 00 (～19 : 00)
		日曜日・祝日	休園日
		コア時間	8 : 30 ～ 16 : 30

※ 延長保育料は、名古屋市が定める徴収金額に基づき、下記の内容で運営します（1日の徴収額）。

【短時間保育の方】 16:31 から 18:00 まで 200 円

【短時間・標準保育 共通】 18:01 から 19:00 まで 200 円

上記料金は、A～B階層の方は200円⇒0円、C1～C3階層の方は200円⇒100円となります。

※ 12月29日から1月3日は休園日となります。

※ 表中の号数は、子ども・子育て支援法第20条に規定される支給認定の各区分を表しています。

第9 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)に基づき、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

(1) 当園の保育理念

子ども達が日中過ごす～Home～です。すべての子ども、そして、保護者の心安らぐ憩いのHomeとなれますよう、愛情いっぱい、笑顔いっぱいの保育園運営を目指しています。

(2) 当園の保育目標

行き届いた安全な環境と、家庭的な温かい雰囲気の中で、ひとりひとり子どもを大切に、健康で・明るく・思いやりのある・自律性を持った子どもの育成を目指しています。

(3) 当園の保育の内容に関する全体計画

保育所運営の実績を生かして、ピアジェの構成論の理論に基づいた保育カリキュラムを行いながら無理なく子どもの発達を促していけるような質の高い幼児教育を提供していきます。

(4) デイリープログラム（一日の流れ）

平 日		土 曜 日	
時間	活 動	時間	活 動
7:00	・開園 順次登園 異年齢児保育（自由あそび）		平日に準じます。 異年齢合同保育となります。
9:00	・朝の自由活動 ・各保育室に移動		
9:45	・グループタイム		
10:00	・主活動		
11:00	・給食		
12:30	・午睡準備～午睡時間		
15:00	・午後のおやつ		
16:00	・順次降園		

※ 離乳食、食物アレルギー対応食を提供し宗教食にも配慮します。

(5) 年間行事計画

月	保護者参加行事	園内季節行事 他
4月	・入園式	・内科健診
5月		
6月	・保育参観 ・運動会 ・個人懇談会	・歯科検診
7月		
8月		・夏祭り
9月		
10月	・親子遠足	・内科検診
11月		
12月	・生活発表会	・クリスマス会・
1月		
2月	・保育参観 ・個人懇談会	
3月	・卒園式	

※ 誕生会・身体測定・避難訓練は毎月実施します。

(6) 給食・おやつ提供

市から配布される献立表を参考に、鮮度の良い食材を取り入れ、季節感のある献立となるよう工夫しています。給食（食材）を身近に感じられるように、自分たちで野菜を育てるなど食育にも力を入れていきます。給食は、園内の調理室で調理し提供します。0・1・2 歳児には午前のおやつ、午後は全員におやつを提供致します。食材については、協力的で信頼できる地元業者と交渉・相談しながら、新鮮で良質な食材を納入してもらい、安全・安心なものを提供するように努めます。また、遠足などの園行事の場合には、お弁当を持参していただくことがあります。

子ども達に必要な栄養をバランスよく供給できるような献立に準じて、完全給食を行います。

(7) その他の事業の実施状況

・産休あけ保育

働く保護者が出産後も継続して勤務できるように、産休あけ（生後 5 7 日目）からの保育を実施しています。

・障害児保育

心身に障害を有し、かつ集団保育が可能な子どもを受け入れ、健常児とともに保育することにより、障害児の成長・発達の促進を図り、障害児に対する理解を深めます。

・延長保育

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長に対する保育需要に対応するため、保育時間の延長を行います。

・地域子育て支援事業

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭に対する育児支援、子育てに関する相談指導や情報提供等を行います。

第 10 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担額（利用料）

名古屋市が定める利用料をお支払いいただきます。

(2) 延長保育にかかる費用

延長保育を利用された場合は、名古屋市が定める利用料をお支払いいただきます。

(3) 保育において提供される便宜に要する費用及び特定負担額

- ・便宜に要する費用・・・当園では、第 9 に掲げる保育を提供するにあたり、必要となる物品の購入や行事への参加等に係る実費をお支払いいただきます。

区 分	項 目	負 担 額
便宜に要する費用	給食主食費（2 号（3 歳児クラス以上））	月額 1,000 円
	給食副食費（2 号（3 歳児クラス以上））	月額 4,500 円
	教材費	月額 2,000～6,000 円程度
	ふとんリース代（0 歳児～2 歳児）	月額 1,210 円
	行事への参加費用	年額 1,000 円程度

	入園時、新年度備品等購入代	年額 6,000～26,000 円程度
--	---------------	---------------------

※特別の配慮を要する事情により、副食費が減免される。

第11 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 園児が小学校へ就学したとき
- (2) 園児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、当園の利用を継続することが困難な事由があるとき

第12 緊急時等の対応方法

(1) 医療機関

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は嘱託医への連絡を行います。

小児科

医療機関の名称	楡の木ファミリークリニック
医師名	院長 青木 幹根
所在地	名古屋市北区平安2丁目24-58
電話番号	052-912-6868

小児歯科

医療機関の名称	医療法人 アイ・クオール（グリーンヒル歯科クリニック）
医師名	理事長 射場 圭司
所在地	名古屋市北区志賀本通1丁目24
電話番号	052-911-6660

(2) 災害共済給付制度への加入

当園では、日本スポーツ振興センターの児童災害共済の他に、全園児が損害保険ジャパンの傷害保険に加入しています。

第13 非常災害対策

暴風警報発令時	午前6時時点で発令されている場合は臨時休園。 但し午前11時までに解除された場合は午後13時より開園。 登園後は、発令の時点で閉園。
警戒レベル3 高齢者等避難発令時	午前6時時点で発令されている場合は臨時休園。 登園後は、発令時の時点で閉園。
警戒レベル4 避難指示発令時	
特別警報発令時	
南海トラフ地震 及び災害級の地震に 関連する情報（臨時）	在宅時に発令（震度5弱以上）された場合は自宅待機。 登園・降園時に発令された場合、保護者は園児と最寄りの避難 所に向かう、または自宅に帰る。 在園時に発令された場合は保護者の迎えをもって降園。
避難訓練	毎月1回定期的に実施。 付帯施設の消防計画に基づいた訓練参加。
非常災害用備蓄	飲料水、乾パン、粉ミルク、懐中電灯、携帯コンロ等必要な備 蓄品を準備し、定期的に確認・交換を行います。

第14 防犯、事故防止のための措置

当園は、園児の安全を確保するため、登園時、降園時の送り迎え時はモニターによる確認をさせていた
だき、入口のセキュリティー管理を行い、不審者の侵入等を防ぎます。

保育士の配置を基準以上の職員で対応し、人員体制による事故防止に努めます。

お預かりしている園児に病状等の緊急事態が生じた場合には、緊急連絡票に記載されている緊急連絡
先優先順位に連絡を取り、対応を決めさせていただきます。保育園からの連絡が取れるようにしてい
ただく場合もあります。

第15 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに
職員に対し研修を実施します。

第16 苦情等の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当園苦情相談窓口	苦情解決責任者 園長 苦情受付担当者 主任保育士
名古屋市社会福祉協議会 福祉サービス苦情相談センター	名古屋市北区清水四丁目17番1号 052-910-7976

第17 その他留意していただきたいこと

- ・与薬について（処方薬のみ市販薬は与薬致しません）
⇒ 原則として、保育園で与薬の代行は行いません。ただし、医師の指示により保育時間内の服用がどうしても必要な薬（処方薬に限る）は、この限りではありません。
- ・利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動、及び営利活動はご遠慮下さい。

＊下記事項がありましたら園に連絡してください。

- ・家庭の状況に変更があった時（住所、勤務先、連絡先、家族の移動など）
- ・保育園を休む場合
- ・登降園時間が大幅に前後する場合
- ・園児が、怪我や病気で入院や長期欠席をする場合
- ・送迎者に変更がある場合（日頃と違う方がお迎えの場合は、前以てお知らせ下さい）

※この重要事項説明書の内容は、令和7年4月1日現在の情報です。